

事 務 連 絡
平成 24 年 9 月 6 日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担
及び保険料の減免措置に対する財政支援に関する Q & A 等について

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「平成 24 年 10 月 1 日以降の東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担の減免措置に対する免除証明書等の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 24 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「7 月事務連絡」という。）においてお示ししているところですが、7 月事務連絡の 2（2）における「同一の事由によって市町村民税の減免を行っていることが要件となること」の解釈等について、県や保険者から照会が寄せられていることから、別紙のとおり Q & A をお示ししますので、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に周知を図るようよろしくお願いいたします。

また、平成 24 年 10 月 1 日以降の利用者負担の減免措置に関する周知に当たっては、別添のリーフレットを適宜ご活用ください。

問1 保険者の判断により10月以降も保険料の減免を継続した場合、「同一の事由によって市町村民税の減免を行っていること」が財政支援の要件となっているが、この要件はどのように解釈するのか。

(答)

「同一の事由によって市町村民税の減免を行っていること」とは、当該市町村において、東日本大震災により被災したことを事由として、市町村民税を減免するための条例（災害による市町村民税減免の取扱いを定めた包括的な条例を含む。）、規則、要綱等に基づき、住民に周知した上で、実際に市町村民税を条例により減免していることをいう。

ただし、東日本大震災に係る市町村民税の減免要件に該当しても申請がない、又は、被災以外の事由で既に市町村民税が非課税となったこと等により減免実績がない場合であっても、交付要件を満たすものとする。

問2 東日本大震災とは別の災害が発生し、保険料又は利用者負担の減免を行った場合の介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第7条第1号又は第2号に掲げる基準（3%以上）の判定は、別の災害による保険料又は利用者負担の減免分を含めて判定するのか。

(答)

別の災害による保険料又は利用者負担の減免分を含めて判定することとなる。

また、利用者負担については、「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金の取扱いについて」（平成24年7月27日付け老発0727第1号厚生労働省老健局長通知）の別紙「平成24年度介護保険災害臨時特例補助金取扱要領」の別記「利用者負担額軽減支援事業」に要した経費も含めて判定することとなる。

平成24年10月1日以降は、免除証明書（期限が有効なもの）をお持ちの方のみ、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。

1. 東京電力福島原発事故による避難指示区域等^(※1)の被保険者の方^(※2)は**平成25年2月28日まで**介護サービスの利用者負担の減免を受けることができます。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点として設定されている4つの地域です。（過去に設定されていた場合も含みます。）

(※2) 震災発生後、他市町村へ転出された方を含みます。

(注) 東京電力福島原発事故による避難指示区域等の被保険者以外の方

- 市町村により、引き続き、介護サービスの利用者負担が減免されることもあります。
- 詳細については、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。

2. 被保険者証に記載された住所が福島県の以下の町村の方は、引き続き**平成25年2月28日まで**免除証明書の提示は不要です。

町村名

広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

免除証明書に関してご不明な点があれば、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。